

令和 6 年

第 6 回 日向市議会(定例会)

議 案 参 考

1 1 月 2 9 日

日 向 市

財産の取得について（追認）

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び日向市財産に関する条例第 2 条の規定により、予定価格 2,000 万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、小学校における教師用指導書等を議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、財産の取得について追認をお願いしたい。

1 本件の経緯

令和 5 年度

- 7 月 26 日（水）定例教育委員会にて、令和 6 年度から 9 年度まで市立小学校で使用する教科書が採択された
- 2 月 27 日（火）当該購入に係る予算について議会の議決
- 3 月 13 日（水）令和 6 年度の学級予定数を元に、教師用指導書の必要数を算出し、学校教育課から有限会社柏田書店に予定数を提示

令和 6 年度

- 4 月 18 日（木）有限会社柏田書店と購入に関する契約を締結
- 5 月 31 日（金）学校教育課が有限会社柏田書店からの請求書を受領の上、代金の支払いを実施
- 9 月 19 日（木）他自治体において当該物品に係る未議決があったことに関する情報を入手
- 10 月 4 日（金）財政課へ議決の可否に関する確認を実施
- 10 月 15 日（火）総務課から予定価格が 2,000 万円以上の財産の取得は議決を経る必要があるとの指摘

2 過誤発生理由

本件においては、小学校用指導書等を当該教師に貸与する必要があると購入したものであるが、複数の動産を一括購入する場合に係る「事件決議 1 件」の解釈を誤っていたことや、デジタル教科書購入において、「物」として実態のないデジタルソースを動産として認識していなかったことにより、関係法令等の確認をせず、結果、議会の議決を経ず契約の締結を行った。

3 発注業者選定の経緯

教師用指導書は、宮崎県の特約供給所の宮崎県教科図書販売株式会社と契約している市内取次供給所である有限会社柏田書店他 1 者から購入を行う必要があり、市内の小中学校を地域分けして、発注を行っている。

当該契約は、有限会社柏田書店と締結したものであり、他 1 者と締結した契約については、議決要件に該当しない。

4 今後の再発防止策

- 契約事項に関し、財産の取得に関する周知を行った。
- 法令等の規定により議会の議決が必要な事件等の一覧を作成し周知を行った。

財産の取得について（追認）

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び日向市財産に関する条例第 2 条の規定により、予定価格 2,000 万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、庁内端末用オフィスソフトを議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、財産の取得について追認をお願いしたい。

1 本件の経緯

令和 2 年度

10 月 13 日（火） 庁内端末用オフィスソフトとして使用していた Microsoft Office2010 のサポートが終了

3 月 19 日（金） 当該購入に係る予算について議会の議決

令和 3 年度

4 月 21 日（水） 庁内端末使用数を基に、庁内端末用オフィスソフトの必要ライセンス数を算出し、総合政策課から庁内端末オフィスソフト JUST Government4 に関する指名競争入札を通知

5 月 14 日（金） リコージャパン株式会社 宮崎支社 宮崎営業部と購入に関する契約を締結

5 月 31 日（月） 総合政策課がリコージャパン株式会社 宮崎支社 宮崎営業部からの請求書を受領の上、代金の支払いを実施

令和 6 年度

10 月 21 日（月） 学校教育課において物品購入に係る未議決があったとの情報を財政課から入手し、議決の可否に関する確認を実施

10 月 25 日（金） 総務課から予定価格が 2,000 万円以上の財産の取得は議決を経る必要があるとの指摘

2 過誤発生の理由

本件においては、使用中のオフィスソフトを総入れ替える必要があることから購入価格が 2,000 万円以上となったが、複数の動産を一括購入する場合に係る「事件決議 1 件」の解釈を誤っていたことや、ソフトウェア等のライセンス購入において、「物」として実態のないデジタルソースを動産として認識していなかったことにより、関係法令等の確認をせず、結果、議会の議決を経ず契約の締結を行った。

3 発注業者選定の経緯

OA 機器販売業者を対象とした指名競争入札により、落札事業者へ発注を行った。

4 今後の再発防止策

- 契約事項に関し、財産の取得に関する周知を行った。
- 法令等の規定により議会の議決が必要な事件等の一覧を作成し周知を行った。

5 参考

◇現在の庁内端末用オフィスソフトのライセンス数とサポート終了期限

○JUST Government4 980 ライセンス

サポート終了期限：2029年（令和11年）3月31日

○Microsoft Office2021 250 ライセンス

サポート終了期限：2026年（令和8年）10月13日

○指定管理者候補者一覧

議案番号	施設名	指定管理者候補者	選定方法	指定期間
99	日向市体育センター	株式会社文化コーポレーション	非公募	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで
	日向市武道館			
100	お倉ヶ浜総合公園	宮崎県造園協会	非公募	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで
	大王谷運動公園			
101	若山牧水記念文学館	日向若山牧水顕彰会	非公募	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	若山牧水生家			
102	日向市石並川キャンプ場	株式会社文化コーポレーション	公募	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
103	日向市日向岬グリーンパーク	宮崎県造園協会	公募	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
104	日向市農村交流館	塩見まちづくり協議会	公募	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	塩見農村公園			
105	日向市畜産資源リサイクルセンター	株式会社 J A ファームひゅうが	公募	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

○日向市指定管理者候補者選定委員会の開催状況

区分	日時	内容
第 1 回	令和 6 年 10 月 7 日（月）	選定方法等協議
第 2 回	令和 6 年 10 月 22 日（火）	面接審査、総合審査、指定管理者候補者の選定

○選定基準

日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条及び同施行規則第 4 条に基づく

選定の基準	選定項目	配点
市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	市民の平等な利用の確保	30 点
	利用者サービスの向上	
施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	施設の効用の最大限の発揮	20 点
	施設の管理に係る経費の縮減	
安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	利用者への対応	50 点
	危機管理及びコンプライアンス	
	継続的かつ安定的な施設の管理運営	
	経営基盤の安定	
	地域貢献、環境対策等	

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施 設 名	日向市体育センター、日向市武道館
-------	------------------

評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	30
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	50
合 計	100

9

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合 計
株式会社文化コーポレーション	項目1	18	21	21	19	21	22	21	19	162
	項目2	12	12	15	12	13	15	10	15	104
	項目3	31	32	38	35	36	40	35	34	281
	小計	61	65	74	66	70	77	66	68	547

候補者の決定の理由	日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。
-----------	--

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施 設 名	お倉ヶ浜総合公園、大王谷運動公園
-------	------------------

評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	30
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	50
合 計	100

7

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合 計
宮崎県造園協会	項目1	20	21	18	18	19	19	22	18	155
	項目2	16	10	15	13	11	12	16	16	109
	項目3	37	34	32	30	29	30	36	32	260
	小計	73	65	65	61	59	61	74	66	524

候補者の決定の理由	日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。
-----------	--

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施 設 名	若山牧水記念文学館、若山牧水生家
-------	------------------

評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	30
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	50
合 計	100

∞

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合 計
日向若山牧水顕彰会	項目1	24	22	21	22	22	26	21	20	178
	項目2	14	13	13	15	10	13	14	14	106
	項目3	37	34	36	40	35	40	37	36	295
	小計	75	69	70	77	67	79	72	70	579

候補者の決定の理由	日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。
-----------	--

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施 設 名	日向市石並川キャンプ場
-------	-------------

評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	30
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	50
合 計	100

6

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合 計
株式会社文化コーポレーション	項目1	21	21	25	20	20	22	17	20	166
	項目2	14	10	16	12	14	15	11	12	104
	項目3	36	36	41	32	35	38	33	32	283
	小計	71	67	82	64	69	75	61	64	553

候補者の決定の理由	日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。
-----------	--

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施 設 名	日向市日向岬グリーンパーク
-------	---------------

評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	30
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	50
合 計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合 計
宮崎県造園協会	項目1	18	22	20	19	21	22	18	19	159
	項目2	13	15	13	16	12	16	13	11	109
	項目3	30	33	28	34	29	32	29	30	245
	小計	61	70	61	69	62	70	60	60	513

候補者の決定の理由	日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。
-----------	--

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施 設 名	日向市農村交流館、塩見農村公園
-------	-----------------

評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	30
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	50
合 計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合 計
塩見まちづくり協議会	項目1	21	18	23	20	22	25	24	23	176
	項目2	15	16	12	14	16	14	16	10	113
	項目3	38	34	30	33	37	35	35	32	274
	小計	74	68	65	67	75	74	75	65	563

候補者の決定の理由	日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。
-----------	--

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施 設 名	日向市畜産資源リサイクルセンター
-------	------------------

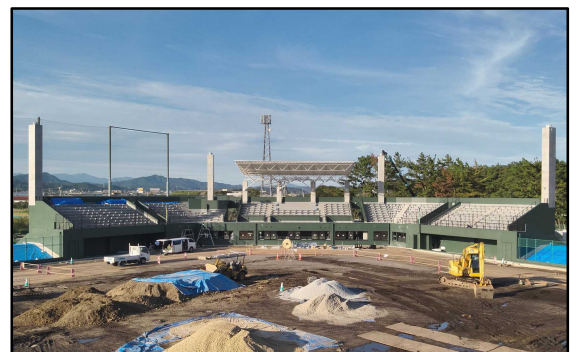
評 価 項 目	配 点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか	30
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか	50
合 計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合 計
株式会社JAファームひゅうが	項目1	22	20	21	21	19	22	24	20	169
	項目2	15	14	14	11	15	10	14	13	106
	項目3	32	30	35	29	30	33	34	32	255
	小計	69	64	70	61	64	65	72	65	530

候補者の決定の理由	日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めた。
-----------	--

- 1 件 名 工事請負契約の変更について
- 2 契約の目的 お倉ヶ浜総合公園整備事業 野球場本部棟 建築主体工事
- 3 工事場所 日向市大字財光寺 1 9 4 2 番地外（お倉ヶ浜総合公園内）
- 4 工 期 令和 5 年 9 月 1 9 日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで
- 5 概 要 建築主体工事
 構造・階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建て
 延床面積 約 1,841 m²
 観客機能 観客席（1,000 席程度）
 諸室機能 本部室、放送室、特別室、監督室、コーチ室、会議室、医務室、給湯室、
 収納、多機能トイレ、男子トイレ、女子トイレ、ダッグアウト、ロッカー室、
 選手用男子トイレ、選手用女子トイレ、廊下・通路、倉庫等
- 6 変更理由 日向市工事請負契約約款第 25 条第 6 項
 （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激な
 インフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となっ
 たときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を
 請求することができる。
 今回、野球場改修工事にかかる労務費及び建設資材の価格に著しく変動が生じ
 たことから、工事請負契約の変更を行うものである。

7 現場状況写真



- 1 件 名 工事請負契約の変更について
- 2 契約の目的 お倉ヶ浜総合公園整備事業 野球場本部棟等 電気設備工事
- 3 工事場所 日向市大字財光寺1942番地外（お倉ヶ浜総合公園内）
- 4 工 期 令和5年9月19日から令和6年12月27日まで
- 5 概 要 電気設備工事
 本 部 棟 配線・動力設備、電灯、照明器具、非常灯設備、誘導灯設備、コンセント設備
 電話設備、LAN設備、テレビ共視聴設備、警報設備、非常放送設備、
 自動火災報知設備、スコアボード電気設備、その他設備撤去、配線工事等
 スコアボード 規格：H＝7.32m、L＝14.52m、W＝1.60m
 仕様：LED表示盤、判定表示灯、塔時計、モーターサイレン、接続BOX、
 分電盤、制御基板収納箱、得点操作器、公式記録操作器、チーム名入力
 装置、サブスコアボード、スピードガン収納箱等
- 6 変更理由 日向市工事請負契約約款第25条第6項
 （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激な
 インフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となっ
 たときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を
 請求することができる。
 今回、野球場改修工事にかかる労務費及び建設資材の価格に著しく変動が生じ
 たことから、工事請負契約の変更を行うものである。

7 現場状況写真

